

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	収納事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和8年8月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	①徴収・収納事務②宛名事務
②事務の内容	①地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の徴収・収納に関する事務 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所の保育料の徴収・収納に関する事務 A. 徴収事務 ・市税等の納税・納付相談対応事務 ・実態調査事務 ・市税等の滞納がある者に対する滞納処分・滞納整理業務 ・市税等の納税・納付の猶予措置 B. 収納事務 ・市税等の口座振替関連事務 ・市税等の収納、還付、充当等を行う収納管理事務 ・督促状発送事務 ・公示送達事務 ②納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、収納に関する電算処理。 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、児童福祉法及びこれらに基づく条例のうち、収納に関する電算処理。 収納、還付、充当等の収納管理業務を行う。 督促状の発送業務を行う。 公示送達業務を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	・評価実施機関における住登者及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号より団体内統合宛名番号を管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとのデータ連携
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行なう 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行なう 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行なう 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名	
収納管理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第9項、第24項、第44項、第85項、第100項、口座登録法第9条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項、第69項、第117項、第132項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部納税課
②所属長の役職名	納税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

収納管理情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納付義務者	
	その必要性	市税・料の公平、公正な徴収事務の効率化。(個人特定の効率化)
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	徴収・収納事務を円滑に行うにあたり、個人番号及びその他識別情報については、対象者を正確に特定するために保有する。 4情報および連絡先、その他住民票関係情報については、督促状、催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	財政部納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、医療年金課、介護高齢課、こども育成課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 税務署 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ バッチ処理 ）
③使用目的 ※		市税・料の公平、公正な徴収事務の効率化。(個人特定の効率化)
④使用の主体	使用部署	財政部納税課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、医療年金課、介護高齢課、こども育成課、各支所、各行政センター市民課
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・市税等の納税・納付相談対応事務を行う。 ・市税等の収納、還付、充当等の収納管理事務を行う。 ・滞納者情報等から、滞納処分・滞納整理事務を行う。 ・納税者等の宛名突合、宛名変遷者の関連宛名登録など宛名管理業務を行う。
	情報の突合	納税者等の確認を行うため、収納管理システムにおける宛名情報と他自治体、庁内他部署等から入手した納税者等の関係情報を突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		標準仕様書に準拠した統合収納管理システムへのデータ移行業務委託
①委託内容		既存の収納管理システムからのデータ抽出及び標準仕様書に準拠した統合収納管理システムへのデータ移行
②委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社HBA
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (5) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市民税課、資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	収納関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	毎日

移転先2～5	
移転先2	介護高齢課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第100項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	収納関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険料納付義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎日
移転先3	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第44項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	収納関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険料納付義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎日
移転先4	医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第85項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	収納関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療保険料納付義務者

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	毎日
移転先5	こども育成課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第9項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	収納関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育園保育料納付義務者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	毎日
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	●保管 ①庁内の入退室管理(ICカードにより入退室者を特定及び限定)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ②申請書・帳票等は施錠可能な部屋又は棚に保管する。 ③BCP対策として、外部の建物で施錠可能な部屋に設置したサーバ内 ※これらの鍵の管理は、ログ又は台帳によって行う。 ●消去 ①サーバ内の情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトにより復元できないように行っている。 ②紙媒体については、個人情報廃棄場所に廃棄し、溶解処理を行っている。 ●ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存され
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
収納管理情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜システムにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ＜運用における措置＞ ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、委託者及び受託者の管理監督のもと、委託先と同様のセキュリティ確保を行わせる。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、ISOやプライバシーマークを必要に応じて参加条件に付したり、確認を行っている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、作業者を記載した作業申請書を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		・情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 ・情報セキュリティポリシーに定める情報セキュリティ事故への対応に従う。 ・USBメモリ・CDへの書き込みについては、全庁的に監視システムにより制御する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。②情報連携に限り情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行なわれるリスクに対応している。<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、外部サーバ及び外部媒体に二重保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるような適切なアクセス管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置などに関しては、外部に持ち出しできないこととしている。 ③国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約となっている。 ④地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、根とワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともにログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体のASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及び、クラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティー管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの提言、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム引用・監視を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ②ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ③ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月6日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納管理監 田中 正	収納管理監 羽島 ふみ子	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
令和4年5月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	①部署 総務部納税課 ②所属長の役職名 収納管理監	①部署 財政部納税課 ②所属長の役職名 納税課長	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
令和4年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. ⑥事務担当部署	総務部納税課	財政部納税課	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ④使用の主体-使用部署	総務部納税課	財政部納税課	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年12月27日	I 基本情報 4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第8項、第16項、第30項、第59項、第68項	番号法第9条第1項 別表第1第8項、第16項、第30項、第59項、第68項、口座登録法第9条	事前	市税等の還付処理事務の公金受取口座利用開始のため
令和4年12月27日	I 関連情報 5.①実施の有無	実施しない	実施する	事前	市税等の還付処理事務の公金受取口座利用開始のため
令和4年12月27日	I 関連情報 5.②法令上の根拠	-	番号法19条第8項、別表第2第27項、第42項、第82項、第94項	事前	市税等の還付処理事務の公金受取口座利用開始のため
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ①入手元	市民税課、資産税課、国民健康保険課、医療年金課、こども育成課	戸籍住民課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、医療年金課、介護高齢課、こども育成課	事後	記載内容の見直しのため
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ④使用の主体-使用部署	財政部納税課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、医療年金課、こども育成課、各支所、各行政センター市民課	財政部納税課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、医療年金課、介護高齢課、こども育成課、各支所、各行政センター市民課	事後	記載内容の見直しのため
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ⑤使用方法	・市税等の収納、還付、充当等々の収納管理事務を行う。	・市税等の収納、還付、充当等の収納管理事務を行う。	事後	記載内容の見直しのため
令和7年2月25日	I 基本情報 4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第8項、第16項、第30項、第59項、第68項、口座登録法第9条	番号法第9条第1項 別表第9項、第24項、第44項、第85項、第100項、口座登録法第9条	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	I 関連情報 5.②法令上の根拠	番号法19条第8項、別表第2第27項、第42項、第82項、第94項	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項、第69項、第117項、第132項	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長	収納管理監	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項	番号法第9条第1項 別表第24項	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 移転先1②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 移転先2①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第68項	番号法第9条第1項 別表第100項	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 移転先3①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第30項	番号法第9条第1項 別表第44項	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 移転先4①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第59項	番号法第9条第1項 別表第85項	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 移転先5①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第8項	番号法第9条第1項 別表第9項	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	IV 開示請求、問合せ 1. ①請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係	事後	重要な変更にあたらないため
令和7年2月25日	IV 開示請求、問合せ 2. ①連絡先	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年8月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納管理監	納税課長	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事前	標準準拠システムへの移行のため
令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		標準仕様書に準拠した統合収納管理システムへのデータ移行業務委託	事前	標準準拠システムへの移行のため
令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容		既存の収納管理システムからのデータ抽出及び標準仕様書に準拠した統合収納管理システムへのデータ移行	事前	標準準拠システムへの移行のため
令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数		10人未満	事前	標準準拠システムへの移行のため

令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名		株式会社HBA	事前	標準準拠システムへの移行のため
令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	●保管 ①庁内の入退室管理(ICカードにより入退室者を特定及び限定)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ②申請書・帳票等は施錠可能な部屋又は棚に保管する。 ③BCP対策として、外部の建物で施錠可能な部屋に設置したサーバ内 ※これらの鍵の管理は、ログ又は台帳によって行う。 ●消去 ①サーバ内の情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトにより復元できないように行っている。 ②紙媒体については、個人情報廃棄場所に廃棄し、溶解処理を行っている。	●保管 ①庁内の入退室管理(ICカードにより入退室者を特定及び限定)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ②申請書・帳票等は施錠可能な部屋又は棚に保管する。 ③BCP対策として、外部の建物で施錠可能な部屋に設置したサーバ内 ※これらの鍵の管理は、ログ又は台帳によって行う。 ●消去 ①サーバ内の情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトにより復元できないように行っている。 ②紙媒体については、個人情報廃棄場所に廃棄し、溶解処理を行っている。 ●ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記
令和8年8月31日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている ②情報連携に限り情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行なわれるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	記載事項の整理
令和8年8月31日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるような適切なアクセス管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置などに関しては、外部に持ち出せないこととしている。 ③国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約となっている。 ④地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、根とワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともにログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体のASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及び、クラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記

令和8年8月31日	Ⅲ リスク対策 10. その他の リスク対策		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの提言、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム引用・監視を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ②ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ③ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴い 追記
-----------	---------------------------	--	---	----	----------------------